

V いじめ防止基本方針

旭市立第一中学校
いじめ防止対策部会

1 いじめ防止基本方針

(1) いじめに対する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、いじめが全ての生徒に関係する問題であることと捉え、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように以下の5つの対策を講じていく。

ア いじめは人権を侵害する行為であり、「いじめを許さない」学校づくりを行う。

イ いじめられている子どもの立場に立ち、どんなことがあっても守る。

ウ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

エ いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同じで許さない。

オ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携を密にする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 「いじめ防止対策推進法第2条」

(3) 定義に基づくいじめの判断

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

イ いじめには、多様な形があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえて慎重に判断する。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾や外部競技団体等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指していると捉える。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する

キ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

ク 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話・オンラインゲーム等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(4) いじめの解消の定義

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つが満たされている必要がある。

- ①いじめにかかる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(※本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。)

(5) 学校及び職員の責務

- ①本方針を学校ホームページに掲載し、生徒、保護者、地域への周知と理解を図る。
- ②本方針に従って本校が行う、いじめ防止に係る啓発的取組や、いじめに対する指導・対応については、学校評価アンケートに項目を設け、保護者や生徒の考えや評価を、いじめに対する本校の教育活動の点検や見直しに生かす。
- ③入学式や年度はじめの保護者会等で生徒、保護者に本方針について説明し、共通理解を図る。
- ④いじめに係る問題を学校組織全体で取り組む。一部の教職員がいじめの問題を抱え込むことがないように日頃から情報共有を徹底する。(法第23条)
- ⑤いじめ事案の対処においては、事実の隠蔽や虚偽の報告等、言い訳はせず、正確かつ丁寧な説明を行うなど誠意を持って対処する。

2 いじめ防止対策部会

(1) いじめ防止対策部会の設置

本組織は、「いじめ防止基本方針」を実行に移すための中核を担うものである。いじめの未然防止から早期発見、いじめ発生時の対応に加え、いじめに関する生徒実態調査や教職員に対する校内研修、いじめ対策の活動に対する検証などを学校全体の中心的な立場で行う組織となる。本組織は、いじめ防止(および発生時)の活動における企画(協議)・運営(判断)・実行(指導および事後対応)活動の中核を担うものと位置づける。

(2) いじめ防止対策部会の構成

- ①常任部会(定期的な協議やいじめ対応の意志決定と実行に携わる)

【構成員】校長、教頭、学年主任、生徒指導主事(長欠担当)、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

※委員会のメンバーは、内容によって柔軟に構成することとする。

〈組織の役割〉

- ・定期的(週に1回)に情報交換(いじめ防止対策部会)を行い、情報共有と全職員への周知を徹底する。
- ・いじめ関係生徒への事情確認や指導、支援、保護者との連携などの方針を決定し、事後の検証を行う。
- ・いじめに関わるような情報があった際は、緊急会議を開き同一步調で実行する。
- ・いじめ防止のための研修や啓発活動などの年間計画を作成する。
- ・いじめアンケートや取組の公表・点検・検証・評価を行う。

- ②特別部会(重大事案発生時および基本方針の改定が必要な場合に開催)

【構成員】常任部会に、学級担任、学校運営協議会委員、PTA常任委員、地域代表を加える。

3 いじめの未然防止

被害者・加害者を発見する以前に、「すべての生徒がいじめに巻き込まれている可能性がある」として、生徒全員を対象に事前に働きかけを行い、未然防止の取組を行うことの重要性を全職員で認識して支援・指導にあたる。

(1) 未然防止の視点〈居場所づくり・絆づくり〉

いじめの要因に「ストレス」がある。「ストレス」の原因を減らし、いじめの未然防止を図る。

① 〈授業づくり〉

○生徒同士が学び合えるような授業を工夫し、わかろうとして聴く、わかるように伝えることを意識させ、よりよい人間関係が築けるよう支援する。

○何でも話し合える学級づくりを土台として、コミュニケーション能力を高める。

- ・「授業は生徒指導である」という認識のもと、教科の指導と生徒指導の一体化を図り、お互いのつながりを意識しながら授業改善を全職員が実践する。すべての生徒が安心して授業に取り組める授業実践を目指す。
- ・「生徒指導実践上の視点である（自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成の4つの視点）を重視した授業」を各教科で実践する。
- ・全職員が授業における「規律」を重視した取り組みを行う。冷やかしやからかいのない授業は、生徒の心の不安を取り除くだけでなく、学習意欲の向上を促し、「わかる授業づくり」にもつながる。
- ・「授業の規律」とは、時間前着席や授業に向かう姿勢、発表や話し合いの仕方などであり、全職員でその方向性を共有化した授業づくりを図る。
- ・「特別の教科 道徳」での「考え、議論する道徳」授業の構築を目指す。自らの生活や生き方を見つめ、多様性や個性を認め合える集団づくりを図る。
- ・すべての教師が年に一回は研修授業を行い、「わかる授業」づくりを目指した研究に取り組む。
- ・教師の授業中の不適切な言動や差別的な言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長していないか、いじめ防止対策部会で協議する。

② 〈人間関係づくり（友人関係・集団づくり・社会性の育成）〉

○すべての活動において、違いを認め合い、他者を尊重する態度の育成に努め、いじめや差別的な言動を見逃すことなく改善に向けて協働できる集団づくりを推進する。

- ・校外学習や伝統文化等の体験活動などの社会体験や交流体験の機会を重視し、生徒個々の集団の一員としての自覚や態度を育む。
- ・学年単位で、1学期と2学期にそれぞれレクリエーションもしくはグループエンカウンター、ソーシャルスキル等の交流行事を展開し、生徒が互いに関わることの喜びや大切さを実感できる機会を設ける。
- ・生徒が差別や偏見のない人間関係を築くため、インクルーシブ教育の推進する。特に、発達障がいを含む障がいを持つ生徒やLGBT（性的少数者）には十分な配慮する。
- ・生徒会活動の中に「いじめの防止」や「生徒どうしの助け合い」を活動方針の骨子に取り入れ、生徒たちがいじめの問題に目を向け、その防止に働きかけができるよう支援を行う。

4 いじめの早期発見

（1）早期発見の視点

- ①生徒のささいな変化に気づくことだけでなく、それらの情報を確実に共有すること、そして（情報に基づいて）すぐに対応することを基本とする。変化に気づかない、気づいても見逃してしまう、相談を受けても先延ばししてしまうことはあってはならない。
- ②誰もが安心して過ごせる学校生活の実現は、生徒一人一人の主体的で望ましい行動によるところが大きいことを自覚させ、何らかの苦痛を感じている仲間の発見と擁護、あるいは職員への報告が速やかに行われるように努める。

（2）具体的な手立て

① 〈生徒のささいな情報は5W1Hで確実に共有する〉

- ・学級日誌、連絡ノート、学活や道徳時のコメントなどの記載を注意深く観察し、小さな心配事でも声かけ確認などのチャンス指導を行う。
- ・小さな「変化」を「サイン」と見なす。捉えた事象については学年主任や生徒指導担当等に必ず報告する。また、気づいたことをノートや付箋に記録して忘れないよ

うにする。

- ・保健室での生徒の状況を必要に応じて情報交換する。学級担任や生徒指導担当、学年主任などと養護教諭との間でなされた情報を確実に共有できるようにする。
- ・「いじめの定義」だけにとらわれず、「事実行為」「事実結果」を重視して対応する。
- ・学校日より「あさいち」や学年日より、地区懇談会などを通して、地域から通学時の様子などの情報提供が得られるような依頼を積極的に行う。
- ・適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ことができるよう「SOSの出し方教育」を実施する。
- ・相談室付近に「相談箱」を設置し、生徒からの情報やSOSのサインをキャッチする。
- ・こどもと親のサポートセンター、NPOなどが設置している「24時間いじめ相談ダイヤル」の存在や電話番号等の情報を全校集会等で周知し、身近に相談ができない場合のセーフティーネットの利用を促す。
- ・ステップシートを有効活用し、本人および保護者記入欄を熟知するよう心掛ける。生徒の自宅での様子、生徒の対人関係についての特質、人間関係上心配なことなどの情報に着目し、記述内容をいじめ防止対策の上で基本資料とする。
- ・年に2回「教育相談週間」を設け、学級担任等との個人面談を実施する。教育相談内容に以下の項目を設けることとする。
 - ア 対人関係について（現状、変化、気になっていること、どうしたいのか）
 - イ ストレスに感じていることはないか、学校生活における不安や不満はないか。
 - ウ 自己の内面の変化や成長をどのようにとらえているか。
 - エ 生活習慣に変化はないか、生活面で改めたいことはないか。
 - オ 節度を持ってインターネットやSNSを利用しているか。
 - カ インターネットやSNSに関して、困ったことやトラブルを抱えていないか。
 - キ その他、上記のことで、自分以外の友だちで心配に感じている対象はいるか。
- ・教育相談前にはアンケートを実施し、いじめやいじめにつながる行為がないかの項目を設け、いじめの兆候や背景の有無、個々の生徒の人間関係や内面の変化などについての実態把握を図る。
- ・教育相談事前アンケートに、いじめの兆候やいじめ行為と認められる記載があった場合は、本人・保護者と十分に話し合っ（相談しながら）対応にあたる。
- ・教育相談事前アンケートは生徒が卒業するまで保管する。
- ・加害生徒のいやがらせや報復などが心配なケースでは、（想定外も含めた）懸念される状況に対応した安全対策を保障（担保）する。例えば、教師が常に目を離さない、加害生徒に事態の重要さ重大さを十分理解させる、加害生徒にも安心して生活できる状況を保障することを約束するなど、細心の注意を払い対応に努める。

②担当者の主な役割

担当	主な役割
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを早期に発見できる体制を整備する。 ・学校における教育相談が、児童の悩みを確実に受け止める体制であるか、適切に機能しているか定期的に点検する。 ・始業時間や昼休みの校内巡視で生徒が活動する場の異常の有無を確認する。
学級担任 養護教諭 教科担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の些細な変化やサインを見逃さないようにする。 ・昼休み等の生徒の会話や日記を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ・効果的な教育相談を行う。
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート、教育相談等を計画的に実施する。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室に来室する生徒との会話や観察を通して、話に耳を傾け、違和感を覚えたときには、積極的に教育相談を実施する。

・スクールカウンセラーによる相談活動の利用や電話相談窓口等の悩みを相談できる機関について、生徒及び保護者に周知する。

5 いじめを発見した場合の対応（疑いのある行為・状況を含む）

（１）対応の視点

いじめが発生した場合もしくはいじめの疑いがある行為が認められた場合は、ただちに「いじめ防止対策部会（以後いじめ対策部会）」が対応に当たる。いじめの疑いが認められた場合、それがいじめとして対応する事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係する職員や生徒の協力の下で事実関係の調査を行う。その結果、いじめであると認知した場合は、速やかに被害生徒のケアと保護、加害生徒の指導を含め、問題の解消までの対応を行う。加害生徒の形式的な謝罪や反省を問題の解消ととらえることなく、事後の生徒の生活・内面の改善やとりまく集団全体での再発防止の意識向上なども含めた対応を行う。

（２）具体的な対応

- ①いじめに係る相談を受けたり、いじめの事実があると思われる時は、学校いじめ対策部会へ必ず報告し、組織的な対応を行う。（学級担任や関係教師の独断で対応しない）。（法第23条関係）
- ②いじめ行為への対応では、組織の決定のもとで迅速に動くことを第一とする。特に、保護者への連絡は関係生徒への対応と並行して逐一行う。
- ③いじめ行為が発生した場合、いじめを見ていた・知っていた生徒への働きかけも十分に施す。「いじめを許す人は許さない」という毅然とした指導や、「無関心や無反応（＝関わらないという行為を通していじめに関わっていること）は問題の解決にならないだけでなく、問題の深刻化を助長する」といった投げかけを通して、いじめを自分たちの問題として捉えられるよう促す。
- ④いじめ対策部会での協議の結果、いじめ行為が多くの子供に関わる問題であったり、不特定の生徒に波及する恐れがあると判断した場合、必要に応じて学級活動や学年集会、全校集会などを開いて全体指導を行う。
- ⑤いじめ行為発生では、迅速な対応・関係生徒の保護者への連絡が肝要であるが、生徒のプライバシーの保護にも十分に留意する。
- ⑥いじめは許されない行為であるが、その対応や指導では、生徒への教育的配慮も十分に留意する。事後指導では、関係生徒の心のケアや生活支援を重視し、ペナルティーで押さえ込むような対応にならないようにする。
- ⑦いじめ対策部会での協議の結果、いじめ行為の内容が悪質であり、「犯罪行為（教育的配慮の範疇を越えている）」と判断した場合は、教育委員会の最終判断により警察と連携して対応にあたる。
- ⑧いじめ行為が極めて悪質で、生徒の生命や身体又は財産に重大な被害が及ぶおそれがあり、その対処が極めて緊急性を要する場合は、「協議や指導、対応」を飛び越えて直ちに警察機関に通報する。
- ⑨いじめ行為が「重大な事態」と判断された場合は、教育委員会の指示に従う。（8にて後述）
- ⑩担当者の主な役割

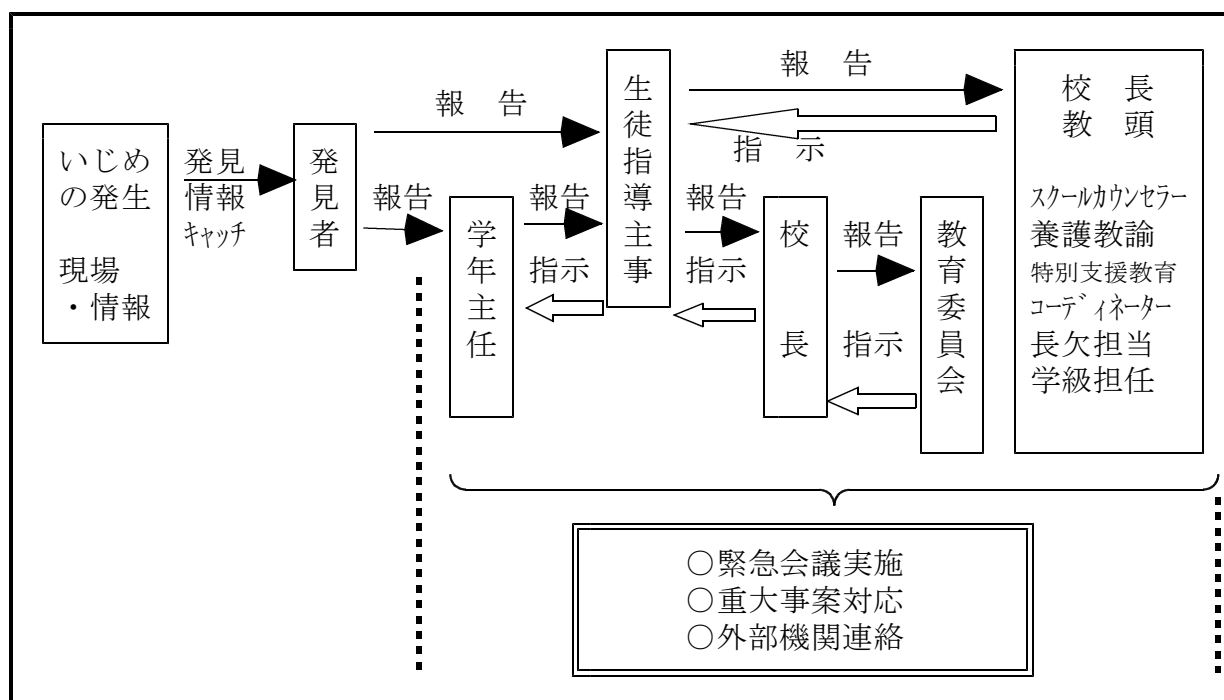
担当	主な役割
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策部会を招集し適切な対応を検討する。 ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、市教育委員会及び警察等の関係機関に連絡する。
学級担任 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。 ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾

教科担任等	聴する。その際、プライバシーには十分配慮する。 ・いじめた生徒が複数いる場合には、同時刻に個別に聞き取りを行う。
-------	---

6 ネットいじめやSNSトラブルについて

- (1) インターネット安全教室，SNS安全教室等，外部の専門家を招いての講演会や出前授業などの啓発活動を行う。
- (2) 保護者には，学年便りや保護者会，ミニ集会などを利用し，スマートフォンやSNSなど生徒の利用実態を把握してもらうとともに，保護者からの情報も収集する。
- (3) スマートフォン・SNSアンケートを実施し，生徒個々のネット環境の把握に努めるとともに，学校全体や学年の傾向をつかむ。
- (4) スマホ・SNSアンケートの結果は，保護者会や全校集会で公表し，生徒や保護者に実態と課題，改善点を共通理解して，協力を求める。
- (5) 生徒がインターネットを通してトラブルや被害に遭う事態を抑止するため，スマートフォン等のネット端末にフィルタリングを装着するよう保護者に呼びかけを行う。
- (6) 全校集会や保護者会などを通して，インターネットを使用する際の家庭におけるルール作りをすすめるよう，生徒，保護者保護者双方に呼びかけを行う。
- (7) 教育相談週間を活用し，生徒一人一人に，SNS等についての相談にあたる。
- (8) インターネットを通したいじめやいじめにつながる恐れがある事案が生じた場合，関係生徒や保護者の協力のもとに問題の解明や解決を行う。また，学校で対応することが困難と判断される場合は，教育委員会と連絡をとりながら，警察や法務局等，外部の専門機関の援助を求める。

7 いじめ事案発生時の報告連絡体制



8 年間計画（行事や研修の計画）

月	いじめ防止に関する行事や研修	月	いじめ防止に関する行事や研修
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（新年度方針決定） 学校運営協議会（方針内容と取組の確認） 職員研修（基本方針び承認と内容確認） 保護者会 部活動保護者会（方針周知） 全校集会（以下隔月1回予定） 学校生活アンケート実施（毎月） 	10月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（9月の点検→アンケート） 教育相談アンケート 教育相談週間 あさいち祭
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（4月の点検→アンケート） 教育相談アンケート 教育相談週間 修学旅行 生徒総会 セクハラ体罰アンケート 	11月	<ul style="list-style-type: none"> セクハラ体罰アンケート いじめ防止対策部会（10月の点検→アンケート） スマートフォンやSNSについてのアンケート 情報モラル教室
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（5月の点検→アンケート） 薬物乱用防止教室 校外学習（1学年）（2学年） 	12月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（11月の点検→アンケート） 生徒会役員選挙 三者面談 学校評価アンケート
7月	<ul style="list-style-type: none"> セクハラ体罰アンケート いじめ防止対策部会（6月の点検→アンケート） 命を大切にするキャンペーン 地曳網漁体験 ・地区懇談会 	1月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（3学期の方針） 学校評価アンケート結果公表
8月	<ul style="list-style-type: none"> 人権作文コンクール（3学年） 	2月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（年間の取り組みの点検・検証・評価） 学校評議員会（取り組み点検・検証）
9月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（2学期の方針） セクハラ体罰アンケート 	3月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策部会（見直し作業） 3年生を送る会

9 重大事態への対処

(1) 「重大事態の発生」の定義

① 生命心身財産重大事態

いじめにより、当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※年間30日が目安だが、一定期間連続して欠席している場合は、それ以下でも迅速に対応する。

(2) 教育委員会が重大事態の調査組織の設置を判断した場合は、教育委員会の指導・支援のもと連携して、以下のような対応を行う。

① 学校または教育委員会は、重大事態の調査組織を設置する。

・組織の構成は、専門知識・経験を有し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係をもたない第三者の参加を原則とし、調査の公平性と中立性を確保する。

② 調査組織で、事実関係を明確にする調査を行う。

・いじめ行為の事実関係を、網羅的かつ明確に調査する。因果関係の特定より、客観的な事実関係を明らかにすることを優先する。

③ 被害生徒および保護者に対して迅速かつ適切に提供する。

・調査により認められた事実関係についての情報を連絡する（適時・適切な方法かつ経過を追った連絡交換に努める）。

・関係者の個人情報の扱いに細心の注意を払う。ただし、個人情報の保護を理由に説明を怠るような姿勢はあってはならない。

・得られたアンケートの情報は、被害者生徒や保護者に提供する場合があることを想定し、調査に先立って、その目的を調査対象の生徒や保護者に事前説明することとする。

(3) 調査の結果を学校設置者に報告する。

※被害者生徒や保護者が希望した場合には、生徒や保護者の所見をまとめた文書の提供を受けて、調査結果に添える。

(4) 教育委員から指導・助言を受けて校長は、いじめ防止対策部会で適切な措置を講じる。

10 生徒の自殺予防について

(1) 生徒の自殺予防等においても組織的に対応し、生徒の見守りを強化する。

(2) 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」や教職員用「児童生徒の自殺防止対策啓発リーフレット」等を資料として、生徒の自殺予防のための研修を行う。

11 公表・点検・評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公表する。

(2) いじめに関する調査等について、年度ごとに比較検討・分析を行い、基本方針の見直しや修正を図り、全職員へ周知する。

(3) いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を公表する。

1 2 各種相談窓口について

- (1) 文部科学省相談ダイヤル
24時間子供SOSダイヤル（全国共通フリーダイヤル）
0120-0-78310（なやみいおう）
- (2) 千葉県教育委員会電話相談窓口
子どもと親のサポートセンター
◇電話相談（24時間、千葉県内のみ）
0120-415-446
◇Eメール相談 〈Eメール〉 saposoudan@chiba-c.ed.jp
※件名は必ず「相談」としてください。
件名がない場合お返事ができないこともあります。
※サポートセンターからの返信は数日かかることがあります。
◇FAX相談 〈FAX〉 **043-207-6041**
※サポートセンターからの返信は数日かかることがあります。
- (3) 法務省
子どもの人権110番（全国共通）
（千葉法務局内 月～金8：30～17：15）
0120-007-110
- (4) 千葉県警察少年センター
ヤング・テレホン（月～金9：00～17：00）
0120-783497（ナヤミヨクナル）
※面接による相談（要予約）も可能です。
- (5) 千葉県内 社会福祉法人 窓口
千葉いのちの電話（24時間）
043-227-3900
- (6) 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター（認定NPO）
チャイルドライン千葉（月～土16：00～21：00 12/29～1/3は休み）
0120-99-7777
※18歳までの子どもが対象となります。
- (7) 銚子児童相談所 **0479-22-3231**
- (8) 【民間機関】 全国webカウンセリング協議会
03-6865-1911
※インターネットやスマートホン、SNSによるトラブルの相談機関です。

2018年5月 改訂
2019年3月再改訂
2020年5月 改訂
2021年4月 改訂
2023年4月 改訂
2025年4月 改訂